破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７３号
札幌市清田区清田５条２丁目32番６号
債務者　前田　卓弥
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
北海道江別市野幌屯田町37番地の20　南第二ハイツ10号室
債務者　唐澤　正枝（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９９号
札幌市中央区南13条西９丁目３番15―101号
債務者　飯田　真弓
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８０号
札幌市北区新琴似３条13丁目４番18号　パナハイムMO201号
債務者　鈴江　耕二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８５号
札幌市豊平区中の島１条９丁目５番23―302号、申立時の住所札幌市豊平区平岸１条21丁目１番20―505号
債務者　藤原　徳之
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０６号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目７番24―408号
債務者　蝦名佳代子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４５号
札幌市豊平区平岸７条13丁目２番57―305号
債務者　川口　美香（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５６号
札幌市白石区北郷８条４丁目５番３号　第３吉岡ハイツ２階７号
債務者　中村　和子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０号
盛岡市東仙北１丁目１番34―305号
債務者　長谷川陽子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９７号
岩手県紫波郡紫波町桜町字中屋敷55番地22
債務者　米澤　健一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４６号
盛岡市月が丘３丁目15番６―201号
債務者　星川　克利
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４８号
盛岡市新庄町４番31号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５２号
岩手県岩手郡雫石町長山麁台久保１番地３　雇用促進住宅１号棟402
債務者　下田　友彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1295番地４
債務者　對崎　洋一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1295番地４
債務者　對崎加代子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
群馬県前橋市田口町179番地１
債務者　石田　林子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原253番地１
債務者　黒岩　哲生
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　前橋地方裁判所